

1. 事業の概要及び事業計画

平成22年度に我が国で開催された生物多様性条約COP10において、生物多様性に関する新たな世界目標である新・条約戦略計画「愛知目標」が決議され、平成32年（2020年）までに陸域の17%、海域の10%を保護地域とすることとされた。また、「愛知目標」では、サンゴ礁等の脆弱な生態系についてその健全性と機能の維持、陸域及び海域の保護地域の効果的な管理等、重要な地域の指定ばかりでなく管理についても目標が定められた。これら「愛知目標」の達成に貢献するため、次の事業を実施する。

① 国立・国定公園の新規指定等推進事業（～平成29年度）

国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張の対象となる候補地15地域について、以後10年を目途に新規指定又は大規模拡張を進めるための調査を行う。

それ以外の国立・国定公園についても自然環境保全の観点から点検して、国立・国定公園の拡張を行うための調査を行う。

② 保護すべき海域の抽出及び海洋保護区設定等の検討調査事業（～平成28年度）

生物多様性の保全上重要な海域を明らかにし、海洋保護区の設定や、保全目標に合うようそれらを効果的に配置する海洋保護区ネットワークの形成を推進させる。

③ 国立・国定公園海域公園地区指定調査事業（～平成26年度）

海洋保護区の中核である海域公園地区（平成22年度の自然公園法の改正により創設）の指定を推進するための調査を行う。

④ 国立・国定公園の適正海域管理推進事業（～平成26年度）

現在問題となっているサンゴを食害するオニヒトデの駆除、動植物の生息・生育環境を保全するための漂流漂着ゴミ除去、観光利用と動植物との軋轢解消のためのルールづくり等を行う。

⑤ サンゴ礁生態系保全行動計画の実施事業（～平成28年度）

サンゴ礁生態系保全行動計画の実施点検を通じ、現在の取組の改善を図るなど、サンゴ礁生態系の保全等を一層推進する。

2. 施策の効果

陸域については国立・国定公園の新規指定及び区域拡張を行い、海域については生物多様性保全上重要な海域の抽出を踏まえて海域公園地区等を指定することで、保護地域の拡充を行う。また、指定された保護地域については、サンゴを食害するオニヒトデの駆除等を行うとともに、それら問題を解決する体制を構築することで、充実した管理を行う。

これらにより「愛知目標」の達成に貢献する。

国立・国定公園新規指定等推進事業

COP10愛知目標11(2010年策定)

2020年までに少なくとも陸域17%、海域10%の保護地域化

問題点 その中核を担う国立・国定公園は
陸域:9.1%、海域:4.4%にすぎない

愛知目標達成には
国立・国定公園の
早急な区域拡張
が必要

生物多様性国家戦略2010(2010年3月閣議決定)

国立・国定公園の指定の見直し、再配置推進
概ね5年ごとの公園区域及び公園計画の見直し

国立・国定公園総点検事業
(H19～24)

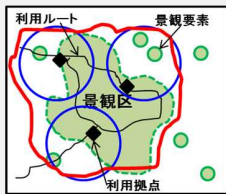
- ①国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張の対象となる候補地として18地域を選定。
- ②18地域以外の国立・国定公園についても、自然環境保全上重要な周辺地域の編入を検討。

【事業内容】

①18地域(新規指定又は大規模拡張候補地)の調査

対象:15箇所

※18地域のうち、三陸海岸並びに奄美は別予算で対応。錦江湾は対応済。



利用のグランドデザイン・
利用の詳細計画とそれを
踏まえた区域案



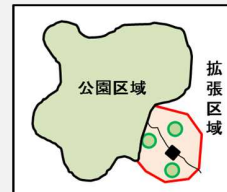
全域にわたり土地所有者との調整に
必要な調査(土地所有者、現況、他
法令による規制、面積確定等)



新規指定
大規模拡張

②18地域以外の周辺地域の 編入に係る点検調査

対象:40国立・国定公園



植生・動物・地形・
景観等の自然資源
や利用関連の
データを収集



公園計画案を作成

国立・国定公園海域公園地区指定調査事業 国立・国定公園の適正海域管理推進事業

背景

1. 海域の保護地域指定が不十分
 - 生物多様性国家戦略2010、海洋基本計画
→海域公園地区の指定の推進を記載
 - 生物多様性条約COP10で「愛知目標」が採択
→生物多様性保全の観点からの管理の充実が必要
2. H22.4月から改正自然公園法の施行
 - 海中公園地区→海域公園地区に制度改正
3. オニヒトデ・ゴミによる生態系の破壊
 - オニヒトデによるサンゴの食害
 - ゴミによるウミガメの産卵地の破壊
→生物多様性の減少
→美しいサンゴなどの利用資源の破壊
4. 利用集中によるあつれき
 - 観察対象への接近のしすぎ、
利用頻度の増加・混雑
→動物(サンゴ・海鳥・鯨類など)への
悪影響
→漁業と同じ海域を利用するため、
あつれきの発生・事故の危険



事業内容

1. 海域公園地区の指定促進

- 海域を有する30地域を対象に、年5地域
調査→指定
(改正法付帯決議:生物多様性保全上重要な海域を指定する)
- 「愛知目標11」:海域の10%を保護地域とし、
それらが効果的に管理されていること。

2. 海域公園地区の管理強化



- オニヒトデの駆除によるサンゴ礁の保全
 - ゴミの清掃によるウミガメや海鳥の繁殖地の保全
 - 保全対象生物(サンゴ・ウミガメなど)の調査
 - 利用ルール策定による利用のあつれき解消
- ↓
- 協議会の設置 → 関係者の連携の強化による、
効率的・効果的な事業の実施

保護すべき海域の抽出及び海洋保護区設定等の検討調査事業
サンゴ礁生態系保全行動計画の実施事業

生物多様性条約COP10「愛知目標」(平成22年)

- 目標10 2015年までにサンゴ礁等への人為的圧力を最小化
- 目標11 2020年までに海域・沿岸域の10%を保護区化

海洋生物多様性保全戦略(平成23年3月策定)

- 海洋保護区の考え方の整理
- 情報基盤の整備
- 影響要因の解明と軽減政策 等

サンゴ礁生態系保全行動計画
(平成22年4月策定)

多様な主体の参加による策定後5年
を目処とした行動計画

総合海洋政策本部了承
「我が国の海洋保護区の設定のあり方について」
に基づく海洋保護区の設定の適切な推進

サンゴ礁生態系保全行動計画
フォローアップ会議

事業内容

重要海域の抽出と海洋保護区設定の
検討

サンゴ礁生態系保全行動計画の
推進及び点検